

医政発0210第3号
保発0210第5号
平成24年2月10日

地方厚生局（支）長 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省保険局長

医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて

標記については、これまで「医療用医薬品の薬価基準収載等に係る取扱いについて」（平成22年2月12日医政発第0212第5号、保発第0212第2号）により取り扱ってきたところであるが、今般、薬価制度改革の一環として「平成24年度薬価制度改革の骨子」（平成23年12月21日中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）了解）を踏まえ、下記のとおりとすることとしたので、関係者に対して周知徹底を図られたく通知する。

なお、従前の平成22年2月12日医政発第0212第5号、保発第0212第2号当職通知は、本日限り廃止する。

また、本通知は、都道府県知事に対しても通知していることを申し添える。

記

1 新医薬品の薬価基準収載手続き

新医薬品の薬価基準収載の手続きは、次のとおりであること。

なお、「薬価算定の基準について」（平成24年2月10日保発0210第4号）第2

章第3部5の新規収載品の薬価基準収載の手続き及び第3章第3節本文なお書の薬価改定の手続きについても、これに準じて行うこと。

(1) 新医薬品の薬価基準収載希望書

- ① 新医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項に掲げる医薬品をいう。以下同じ。）の薬価基準への収載手続きは、新医薬品の収載を希望する製造販売業者（以下「新薬収載希望者」という。）が、別紙様式1又は2に定める薬価基準収載希望書を提出することにより行われるものであること。

なお、当該希望書は、薬事法に基づく承認を受けた当該新医薬品について、承認後1週間を経過した日又は承認前の直近の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会又は医薬品第二部会（以下「医薬品部会」という。）終了後から3週間を経過した日のいずれか早い日（薬事・食品衛生審議会薬事分科会において審議される医療用医薬品又は緊急に薬価基準への収載を必要とする抗HIV薬等について、特別に期限を指定した場合には、当該期限内）までに提出すること。

ただし、当該新医薬品の迅速な供給が困難であることその他新薬収載希望者に特別の事情がある場合には、この限りでない。

- ② ①により薬価基準収載希望書を提出する場合であつて、「薬価算定の基準について」第1章22に規定する原価計算方式による算定を希望する場合には、当該新薬収載希望者が希望する係数を用いた薬価基準収載希望書を提出することができる。なお、当該新医薬品が輸入医薬品である場合、新薬収載希望者は、薬価算定組織における輸入原価の妥当性の評価に資するため、輸入先国における価格（当該輸入医薬品が原体である場合の当該原体の輸入先国における価格を含む。）の状況、日本以外の国への輸出価格の状況等の輸入原価設定の根拠となる資料を提出すること。
- ③ 新薬収載希望者からの申し出により、薬価基準収載希望書の取り下げがあった場合には、再度、薬価基準収載希望書を提出することを妨げない。

(2) 新医薬品の薬価基準収載の時期等

新医薬品の薬価基準収載が施行されるまでの標準的な事務処理期間は、当該新医薬品の承認から原則として60日以内、遅くとも90日以内とする。

ただし、(4)⑤によって決定された薬価算定案に不服がある場合、(1)①のただし書若しくは③に該当する場合、薬価基準収載希望書に係る不備の補正の指示に応じない場合又は必要な資料が提出されない場合には、この限りでない。

(3) 新薬収載希望者からの意見聴取等

- ① 新医薬品の薬価基準への収載に係る事務を円滑に進めるため、薬価基準収載希望書の提出期限前に、薬価基準収載希望書に添付して提出すべき書類について、別に定めるところにより事前提出を求めることができるものとする。

当該書類の事前提出があった場合においては、別に日時を定め、当該新薬

収載希望者の意見を事前に聴取することができるものとする。

- ② 新薬収載希望者から新医薬品に係る薬価基準収載希望書の提出があった場合には、予め当該新薬収載希望者の意見を聴取する機会を設ける。

この際の意見聴取の時期及び場所は、原則として、意見聴取実施予定日の少なくとも1週間前に公示するものとする。

ただし、①による意見聴取が行われた場合においては、新薬収載希望者との合意により、薬価基準収載希望書の提出後の意見聴取を行わないことができるものとする。

(4) 薬価算定組織の関与と中医協の承認

薬価基準収載希望書の内容を審査のうえ、次の手順に従い、薬価基準への収載における取扱いを決定する。

- ① 薬価基準収載希望書の提出のあった新医薬品の薬価算定に関し、次の事項について薬価算定組織の専門的見地からの検討を経て薬価算定案を策定する。

なお、薬価算定組織の検討にあたっては別に定める基本方針による。

ア 類似薬の有無（類似薬効比較方式か原価計算方式かの妥当性）

イ 類似薬・最類似薬選定の妥当性

ウ 補正加算適用の妥当性（加算要件への適否）

エ 製品製造原価及び係数（新薬収載希望者が希望する係数を含む。）の妥当性（原価計算方式の場合に限る。）

オ 薬価算定案に対する新薬収載希望者の不服の妥当性

- ② 薬価基準収載希望書を提出した新薬収載希望者であって、薬価算定組織における意見陳述を希望するものは、予め定められた時間の範囲内で薬価算定組織に出席して直接の意見表明を行うことができる。

この際、当該新医薬品の開発における臨床試験に関与した者が新薬収載希望者に同行して意見を表明することができる。

- ③ 薬価算定組織の検討を経た薬価算定案は、中医協総会での審議の前に、その理由を付して新薬収載希望者に通知する。

- ④ 通知した薬価算定案について不服がある新薬収載希望者は、1回に限り、別紙様式3に定める薬価算定案不服意見書を提出することができる。

- ⑤ 薬価算定案不服意見書を提出した新薬収載希望者は、予め定められた時間の範囲内で薬価算定組織に出席して直接の意見表明を行うことができる。

この際、当該新医薬品の開発における臨床試験に関与した者が新薬収載希望者に同行して意見を表明することができる。

当該意見を踏まえ薬価算定組織において検討を行い、再度薬価算定案を決定する。この薬価算定案は予め新薬収載希望者に通知され、さらに不服がないことを確認する。

- ⑥ 通知された薬価算定案について新薬収載希望者の不服がないことが確認された新医薬品は、その薬価算定案について中医協総会で審議し、その了承を求める。

(5) 薬価収載の決定の通知

中医協総会で了承され薬価収載が決定された新医薬品については、次の事項を新薬収載希望者に対し通知する。

- ① 品名、規格単位、決定された薬価
- ② 薬価収載予定日
- ③ 保険適用上の取扱い（特に必要な品目に限る。）

(6) 薬価基準収載品目の供給について

- ① 新薬収載希望者は、その製造販売する医療用医薬品が薬価基準に収載された場合は、特にやむを得ない正当な理由がある場合を除き、その収載された日から3ヶ月以内に製造販売して、当該医薬品の医療機関等への供給を開始するとともに、継続して供給するものとする。
- ② 新薬収載希望者は、薬価基準に収載された医薬品について、別紙様式4に定める供給開始報告書を提出すること。

2 報告品目、新キット製品又は後発医薬品の薬価基準収載手続き

(1) 報告品目、新キット製品又は後発医薬品の薬価基準収載希望書

① 報告品目

報告品目（薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会又は医薬品第二部会の報告品目及び審議品目であって新医薬品以外のもの（原則として、2月又は8月開催の医薬品部会において審議される医療用医薬品の承認日までに承認されたものに限る。）をいう。以下同じ。）の薬価基準への収載手続きは、報告品目の収載を希望する製造販売業者（以下「報告品目収載希望者」という。）が、別紙様式1に定める薬価基準収載希望書を提出することにより行われるものであること。

なお、当該希望書は、薬事法に基づく承認を受けた当該報告品目について、それぞれ2月又は8月開催の医薬品部会において審議される医療用医薬品の承認日の前の直近の医薬品部会終了後から3週間以内又は承認日までに提出すること。

ただし、緊急に薬価基準への収載を必要とする抗HIV薬等について、特別に期限を指定した場合には、当該期限内に提出すること。

② 新キット製品

新キット製品（既存のキット製品がない医薬品について新たにキット製品として承認されたもの又は既承認のキット製品と機能・形態あるいは組み合わせられた医薬品の組成が異なるものとして承認された医薬品（原則として、2月又は8月開催の医薬品部会において審議される医療用医薬品の承認日までに承認されたものに限る。）をいう。以下同じ。）の薬価基準への収載手続きは、新キット製品の収載を希望する製造販売業者（以下「新キット収載

希望者」という。)が、別紙様式1に定める薬価基準収載希望書を提出することにより行われるものであること。

なお、当該希望書は、薬事法に基づく承認を受けた当該新キット製品について、それぞれ2月又は8月開催の医薬品部会において審議される医療用医薬品の承認日の前の直近の医薬品部会終了後から3週間以内又は承認日まで提出すること。

ただし、緊急に薬価基準への収載を必要とする抗HIV薬等について、特別に期限を指定した場合には、当該期限内に提出すること。

③ 後発医薬品

後発医薬品（新医薬品、報告品目及び新キット製品以外の医療用医薬品をいう。以下同じ。）の薬価基準への収載手続きは、後発医薬品の収載を希望する製造販売業者（以下「後発医薬品収載希望者」という。）が、別紙様式1に定める薬価基準収載希望書を提出することにより行われるものであること。

なお、当該希望書は、原則として、2月15日及び8月15日（当該日が土曜日又は日曜日に該当するときは、その日後においてその日に最も近い平日とする。）までに薬事法に基づく承認を受けた当該後発医薬品について、それぞれ当該年の3月10日及び9月10日までの指定する日までに提出すること。

④ 報告品目収載希望者、新キット収載希望者又は後発医薬品収載希望者からの申し出により、薬価基準収載希望書の取り下げがあった場合には、再度、薬価基準収載希望書を提出することを妨げない。

(2) 薬価基準収載の時期等

① 報告品目及び新キット製品

5月及び11月を標準とする。

② 後発医薬品

6月及び12月を標準とする。

(3) 報告品目収載希望者、新キット製品収載希望者又は後発医薬品収載希望者からの意見聴取

① 報告品目収載希望者又は新キット製品収載希望者からそれぞれ報告品目又は新キット製品に係る薬価基準収載希望書の提出があった場合には、予め当該報告品目収載希望者又は新キット製品収載希望者の意見を聴取する機会を設ける。

この際の意見聴取の時期及び場所は、原則として、意見聴取実施予定日の少なくとも1週間前に公示するものとする。

② 後発医薬品収載希望者から後発医薬品に係る薬価基準収載希望書の提出があった場合には、必要に応じ当該収載希望者から意見を聴取する機会を設けることができること。

(4) 薬価収載の決定の通知

薬価基準収載希望書の提出があった場合には、当該希望書の内容を審査のうえ、薬価基準収載日から３ヶ月以内の供給開始及びその後の継続した安定供給に支障がないことが確認された場合に限り、予め次の事項を報告品目収載希望者、新キット収載希望者又は後発医薬品収載希望者に対し通知したうえで、薬価基準に収載する。

- ① 品名、規格単位、決定された薬価
- ② 薬価収載予定日
- ③ 保険適用上の取扱い（特に必要な品目に限る。）

(5) 薬価基準収載品目の供給について

- ① 報告品目収載希望者、新キット収載希望者又は後発医薬品収載希望者は、その製造販売する医療用医薬品が薬価基準に収載された場合は、特にやむを得ない正当な理由がある場合を除き、その収載された日から３ヶ月以内に製造販売して、当該医薬品の医療機関等への供給を開始するとともに、継続して供給するものとする。
- ② 報告品目収載希望者、新キット収載希望者又は後発医薬品収載希望者は、薬価基準に収載された医薬品について、別紙様式４に定める供給開始報告書を提出すること。

3 再算定手続き

薬価基準既収載品のうち、薬価改定の際に、「薬価算定の基準について」に規定する市場規模拡大、効能変化又は用法用量変化に基づく再算定により薬価を改定することとなる品目については、次の手順により再算定要件への該当性を検討し、再算定品目を決定する。

- (1) 薬価改定年の前年の薬価調査月の末日時点において市場規模拡大、効能変化又は用法用量変化に基づく再算定の要件に該当すると考えられる品目については、当該品目の製造販売業者から必要に応じ予め意見を聴取するとともに、別紙様式５に定める再算定候補品目要件該当性検討資料（以下「再算定要件該当性資料」という。）の提出を求める。
- (2) 提出された再算定要件該当性資料に基づき、薬価算定組織の検討を経て再算定の要件への該当性を検討し、再算定品目として適切と認められるものについては、中医協総会での審議の前に、意見を付して予め当該品目の製造販売業者に通知する。
- (3) 通知された再算定品目案について不服がある当該品目の製造販売業者は、別紙様式６に定める再算定品目案不服意見書を提出することができる。

(4) 再算定品目案不服意見書を提出した製造販売業者は、予め定められた時間の範囲内で薬価算定組織に出席して直接の意見表明を行うことができる。

この際、当該再算定候補品目の臨床試験に関与した者が当該製造販売業者に同行して意見を表明することができる。

当該意見を踏まえ薬価算定組織において検討を行い、再度薬価再算定品目案を決定する。この再算定品目案は予め当該品目の製造販売業者に通知され、不服の有無について確認する。

(5) 通知された再算定品目案について、当該品目の製造販売業者に不服がないことが確認された品目及び製造販売業者の不服があっても算定組織の検討を経て最終的に再算定が適切と考えられる品目については、その品目案をもって中医協総会で審議する。

(6) 中医協総会で審議し了承を得られたものについては、再算定の対象とする。

(7) 中医協総会で了承された再算定品目については、当該品目の製造販売業者にその旨を通知した上で、その直後の薬価改定時に再算定により薬価を改定する。

なお、市場拡大再算定の対象候補品目として再算定要件該当性資料の提出が求められた日以降に市場規模の拡大、効能変化又は用法用量変化があった品目については、当該薬価改定時以降の薬価改定時に再算定対象品目の該当性を検討する。

4 その他

平成24年度薬価改定後の薬価改定の際に、中医協において、平成24年度薬価改定の際に「薬価算定の基準について」に規定する新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象となった既収載品の製造販売業者について、「薬価算定の基準について」第4章3(8)イ若しくはロ又は(10)の要件への該当性を判断するに当たっては、必要に応じ、当該製造販売業者に意見陳述の機会を与えることとする。

薬 価 基 準 収 載 希 望 書

整理番号	— — —		収 載 区 分	新医薬品 ・ 報告品目																																													
薬 効 分 類				新キット製品・後発医薬品																																													
成 分 名																																																	
会 社 名			販売会社名																																														
販 売 名																																																	
規 格 単 位																																																	
効 能 ・ 効 果																																																	
用 法 ・ 用 量																																																	
薬事・食品衛生審議会審議日																																																	
承 認 年 月 日																																																	
算 定 希 望 内 容	算定方式	類似薬効比較方式 ()																																															
	比 較 薬	成分名																																															
		会社名																																															
		販売名																																															
		規格単位																																															
		薬 価 (一日薬価)																																															
	補正加算																																																
算定薬価 (一日薬価)																																																	
外 国 価 格																																																	
市場規模予測	<table border="0"> <tr> <td>初年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>7年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>8年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>9年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>10年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>(最大)</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> </table>					初年度	億円	(患者数	人)	2年度	億円	(患者数	人)	3年度	億円	(患者数	人)	4年度	億円	(患者数	人)	5年度	億円	(患者数	人)	6年度	億円	(患者数	人)	7年度	億円	(患者数	人)	8年度	億円	(患者数	人)	9年度	億円	(患者数	人)	10年度	億円	(患者数	人)	(最大)	億円	(患者数	人)
初年度	億円	(患者数	人)																																														
2年度	億円	(患者数	人)																																														
3年度	億円	(患者数	人)																																														
4年度	億円	(患者数	人)																																														
5年度	億円	(患者数	人)																																														
6年度	億円	(患者数	人)																																														
7年度	億円	(患者数	人)																																														
8年度	億円	(患者数	人)																																														
9年度	億円	(患者数	人)																																														
10年度	億円	(患者数	人)																																														
(最大)	億円	(患者数	人)																																														
包 装 単 位																																																	
担当者連絡先	氏名	TEL	FAX	メールアドレス																																													
備 考																																																	

上記により、医療用医薬品の薬価基準収載を希望します。

年 月 日

住 所

法人にあっては、主
たる事務所の所在地

氏 名

法人にあっては、名
称及び代表者の氏名

印

厚生労働大臣

殿

薬 価 基 準 収 載 希 望 書

整理番号	— — —																																														
薬 効 分 類																																															
成 分 名																																															
会 社 名		販売会社名																																													
販 売 名																																															
規 格 単 位																																															
効 能 ・ 効 果																																															
用 法 ・ 用 量																																															
薬事・食品衛生審議会審議日																																															
承 認 年 月 日																																															
算定希望内容	算定方式	原価計算方式																																													
	原価計算	製品総原価																																													
		営業利益																																													
		流通経費																																													
		消費税相当額																																													
	算定薬価																																														
外 国 価 格																																															
市場規模予測	<table border="0"> <tr> <td>初年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>7年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>8年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>9年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>10年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> <tr> <td>(最大) 年度</td> <td>億円</td> <td>(患者数</td> <td>人)</td> </tr> </table>			初年度	億円	(患者数	人)	2年度	億円	(患者数	人)	3年度	億円	(患者数	人)	4年度	億円	(患者数	人)	5年度	億円	(患者数	人)	6年度	億円	(患者数	人)	7年度	億円	(患者数	人)	8年度	億円	(患者数	人)	9年度	億円	(患者数	人)	10年度	億円	(患者数	人)	(最大) 年度	億円	(患者数	人)
初年度	億円	(患者数	人)																																												
2年度	億円	(患者数	人)																																												
3年度	億円	(患者数	人)																																												
4年度	億円	(患者数	人)																																												
5年度	億円	(患者数	人)																																												
6年度	億円	(患者数	人)																																												
7年度	億円	(患者数	人)																																												
8年度	億円	(患者数	人)																																												
9年度	億円	(患者数	人)																																												
10年度	億円	(患者数	人)																																												
(最大) 年度	億円	(患者数	人)																																												
包 装 単 位																																															
担当者連絡先	氏名	TEL	FAX																																												
			メールアドレス																																												
備 考																																															

上記により、医療用医薬品の薬価基準収載を希望します。

年 月 日

住 所
法人にあっては、主
たる事務所の所在地

氏 名
法人にあっては、名
称及び代表者の氏名

印

厚生労働大臣

殿

薬価算定案不服意見書

成分名

品目名

通知された算定案 算定方式： 比較薬　： 補正加算： 算定式　：
算定案に対する意見及びその根拠

上記により通知された薬価算定案に対する意見を提出します。

年　　月　　日

住所

法人にあつては、主
たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、名
称及び代表者の氏名

厚生労働大臣　　殿

印

薬価基準収載医薬品に関する供給開始報告書

平成 年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

所在地

会社名

代表者

印

		報 告 事 項
1. 薬価基準収載医薬品コード(12桁コード)		
2. 収 載 名 (販 売 名)		
3. 規格単位		
4. 承認番号及び承認年月日		
5. 製造販売業者名		
6. 薬価基準収載年月日		
7. 供給開始年月		
8. 供給開始を証明する書面 (医療機関等に対する販売伝票の写)		別添
9. 薬価基準収載後3ヵ月以内に供給することができなかった場合はその理由		
10. JANコード	包 装 単 位	J A N コ ー ド

(注) 本報告書は、規格単位別に作成すること。

再算定候補品目要件該当性検討資料
(再算定要件該当性資料)

区 分	1 市場拡大再算定、2 効能変化再算定、3 用法用量変化再算定	
名 称 等	一般的名称	
	販売名 規格単位	
成分及び分量又は本質		
用法及び用量		
効能又は効果		
承認日、承認番号 再審査期間 一部変更承認日 再審査期間		
これまでの再算定		
1) 市場拡大再算定の場合は薬価収載時又は直近の市場拡大再算定時点での基準年間販売額を添付 なお、平成21年11月以降に小児又は希少疾病に係る効能・効果又は用法・用量が追加された場合は効能・効果又は用法・用量の新旧対照表を添付。また、市販後に集積された調査成績により真の臨床的有用性が直接的に検証されている場合は当該調査成績の概要を添付 2) 効能変化再算定又は用法用量変化再算定の場合は効能・効果又は用法・用量の新旧対照表を添付		

上記により再算定候補品目の要件該当性に関する検討資料を提出します。

年 月 日

住所

法人にあっては、主
たる事務所の所在地

氏名

法人にあっては、名
称及び代表者の氏名

印

厚生労働大臣

殿

再算定品目案不服意見書

区分	1 市場拡大再算定、2 効能変化再算定、3 用法用量変化再算定
通知された再算定品目の概要 販売名 汎用規格 主たる効能 主たる効能の1日用量 予想年間販売額 販売額の推移	
再算定品目案に対する意見及びその根拠	

上記により通知された再算定品目案に対する意見を提出します。

年 月 日

住所

法人にあつては、主

たる事務所の所在地

氏名

法人にあつては、名

称及び代表者の氏名

印

厚生労働大臣 殿